

とき 3月27日(土)、4月3日(土) 9時~15時

ところ 市役所1階市民課

転入・転出・転居が集中する3月下旬と4月上旬の土曜日に、臨時窓口を開設します。臨時窓口で受け付けるのは、市民課で扱う業務のみです。

他機関への問い合わせや確認が必要な業務は、手続きができない場合があります。内容によっては再度来庁が必要な場合もあるため、詳しくは平日に電話などで問い合わせてください。

● 開設する窓口業務 (次の業務以外は、市役所閉庁のため行っていません)

取り扱い業務	問い合わせ
転入、転出、転居、印鑑登録などの受け付け ※海外からの転入は取り扱いできません	市民課 ☎9134 ☎9135
住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書などの交付 ※広域交付の住民票は交付できません	
マイナンバー (個人番号) カードの交付 (交付場所が「本庁」指定の人のみ) ・申請の受け付け・電子証明書の更新・暗証番号の再設定 ※マイナポイントの申し込みはできません ※交付場所名が佐伯・吉和・大野・宮島支所の方は、来庁予定日の10日前までに、各支所に電話をして交付場所を変更してください ※カードを受け取る人は、交付通知書に記載されているものが別途必要です ※電子証明書の更新は、電子証明書の有効期限の3カ月前を経過している人が対象です ※電子証明書の更新、暗証番号の再設定をする人はマイナンバーカードを持参してください	
一般旅券の交付 ※申請の受け付けはできません	

● 住民異動に関する主な手続き

届け出は原則、本人か世帯主が、本人確認ができるもの (免許証、保険証、マイナンバーカードなど) を持参して手続きしてください。

※本人か世帯主以外による届け出は、委任状が必要です

	転入届 廿日市市に 引っ越してきたとき	転出届 他の市区町村に 引っ越すとき	転居届 廿日市市内で 引っ越しをしたとき	世帯変更届 世帯主や世帯構成が 変わったとき
届け出期間	転入した日から14日以内	転出の前	転居した日から14日以内	変更があった日から14日以内
手続きに必要なもの ※該当するもののみ	・前住所の市区町村が発行した転出証明書 ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・在留カード ・特別永住者証明書	印鑑登録証 ※海外へ転出する場合はマイナンバーカードも必要	・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・在留カード ・特別永住者証明書	なし

※転入届は前住所地で事前に手続きが必要です

※戸籍に関する届け出は、時間外窓口 (防災センター) で受け付けます

※住所変更前に戸籍の届け出をした人は、受理証明書などが必要な場合があります

一人権啓発シリーズ

しあわせに
生きたい No.32



この一年で、私たちの生活は一変しました。新型コロナウイルス感染症の拡大によって、差別やいじめ、インターネット上での誹謗中傷など、さまざまな人権問題も発生しています。

しかし、考えてみてください。これまででの生活は、全ての人にとって「生きやすく安心できる世の中」だったのでしようか。歴史の中で、病気や障がいのある人、マイノリティの人たちは、いくつもの社会的排除や偏見に苦しんできました。ハンセン病やHIV感染者、外国人、アイヌの人々、性的少数者など――。もし、あなたや家族、仲間が新型コロナウイルスに感染したとき、誰からも差別されない、誰のことも差別しないと胸を張っているでしょうか。差別は、誰の身にも起こる身近なものです。コロナ禍で起きた出来事から、一人一人が人権を「自分のこと」として捉え、どのように行動していけばよいのか、一緒に考えてみましょう。

撮影協力: 「男女共同参画」「人権」作品応募者 福井龍輝さん(阿品台東小学校3年生)・福井芽咲さん(同校1年生)